

# EY Taiwan JBS NEWSLETTER

May 2024



# EY Taiwan

## JBS NEWSLETTER

### - May 2024 -

## 未処分利益の追加課税の申告に係る 基本規定と留意事項

#### ▶ はじめに

台湾では、会社形態の営利事業者に対して、未処分利益に対する課税制度があります。これは、各年度の税引後純利益について、翌年度に開催される株主総会の利益処分にて、配当せずに繰り越す未処分の残額がある場合、当該未処分利益に対して追加で税金が課される制度です。

暦年制の会計年度を採用する営利事業者の場合、毎年5月1日から5月31日までに前年度の未処分利益及びこれに対して追加で課税される営利事業所得税額を計算し、納税後(納付すべき税額が発生する場合)、申告書に必要事項を記入し徴税機関に申告を行う必要があります。

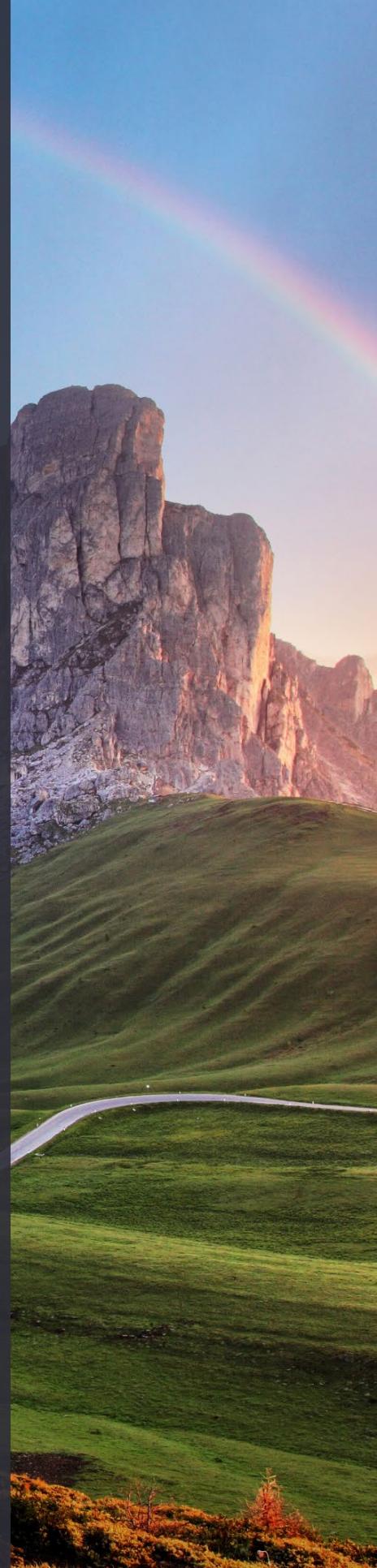
また、国税局のプレスリリースにて、未処分利益の申告に係る見受けられる誤りについての説明及び注意喚起がしばしば行われています。

今月のJBS NEWSLETTERでは、未処分利益の申告に係る主な規定及び最近の国税局のプレスリリースにおける事例説明を紹介し、未処分利益の申告に関する留意事項をまとめました。直近の申告の振り返りや今後の申告に向けてご活用いただけますと幸いです。

#### ▶ 今回お伝えしたいポイント

- ▶ 追加課税の対象となる未処分利益と適用税率及び申告時期について
- ▶ 国税局よりリリースされた事例より
  - ▶ 未処分利益の申告において、対象利益のその翌年度に損失が発生した場合の誤り
  - ▶ 営利事業に係る実質投資による未処分利益課税の租税優遇の規定の適用にあたって、申告時に見受けられる誤り
  - ▶ 営利事業者が解散した場合の未処分利益の申告について

本ニュースレターの内容は、一般的な情報を参考までに提供するものです。  
具体的な個別の案件に対するアドバイスが必要な場合は、EY台湾にご相談ください。  
本ニュースレターの内容について、ご不明な点等がございましたら、いつでもサポートをいたしますので、ご遠慮なくお申し付けください。



# 未処分利益の追加課税の申告に係る基本規定と留意事項



## 未処分利益及びその適用税率

### 未処分利益

未処分利益の対象となる利益は、営利事業者は、商業会計法、証券取引法又はその他法律における財務報告の作成に関する規定に従って計算された該当会計期間の当期税引後純利益に、当該会計期間の税引後純利益以外の利益項目でその期の未処分利益を構成する金額(その他包括利益など)を合算して計算します(所得税法第66条の9)。当該利益について、株主総会の利益処分にて、配当せずに繰り越す未処分の残額がある場合、当該未処分利益に対して追加で税金が課されます。

### 適用税率

所得税法第66条の9に基づき、2018年度以降発生利益:5%(1998年度から2017年度までの利益:10%)



## 未処分利益はいつ徴税機関に申告すべきか

### 暦年制の営利事業者

毎年5月1日から5月31日まで

### 特殊会計年度を採用する営利事業者

会計年度終了後の5ヵ月目



所得税法第102条の2に基づき、未処分利益の計算結果がゼロあるいはマイナスの場合であっても申告を行なう必要があります。

### 罰則について

営利事業者が法令規定に基づき未処分利益を申告しなかった場合の関連する罰則については、所得税法第108条の1をご参照ください。



## 国税局よりリリースされた事例説明

- ▶ 事例説明①:  
未処分利益の申告において、会計士監査後の翌年度の損失を差し引き、税引後純利益(または純損失)以外の純利益又は純損失項目を未処分利益に含めて計算した事例
- ▶ 事例説明②:  
営利事業に係る実質投資による未処分利益課税の控除規定の適用にあたって、申告時に見受けられる誤り
- ▶ 事例説明③:  
営利事業者が解散する場合の未処分利益の申告について

# 未処分利益の追加課税の申告に係る基本規定と留意事項(続)



国税局よりリリースされた事例説明

## 事例説明①



未処分利益の課税申告にあたっては、翌年度における会計士監査後の純損失金額を差し引くことができますが、税引後純利益(又は純損失)以外の利益又は損失項目(注1)を未処分利益に含めて計算します

2019年度

500万元  
未処分利益申告額

翌年度2020年度

500万元  
税引後純損失  
(会計士監査後)

正しい  
未処分利益金額  
= 200万元



A社は、当期税引後純損失以外の利益項目のうち未処分利益を構成する金額を、未処分利益の金額に「含めていなかった」ため、課税対象となる未処分利益が200万元過少申告となり、5%の追加課税10万元及び罰金が課されることになりました。



注1:所得税法第66条の9の第2項第1号における「会計士監査後の翌年度の欠損」とは、営利事業者の翌年度の財務諸表における会計士による監査を経た当期税引後純利益(又は純損失)に、当期税引後純利益(又は純損失)以外の利益項目のうち当該年度の未処分利益を構成する金額を加算し、かつ当期税引後純利益(又は純損失)以外の損失項目で当該年度の未処分利益を構成する金額を控除した後の税引後純損失の金額を指します。

# 未処分利益の追加課税の申告に係る基本規定と留意事項(続)



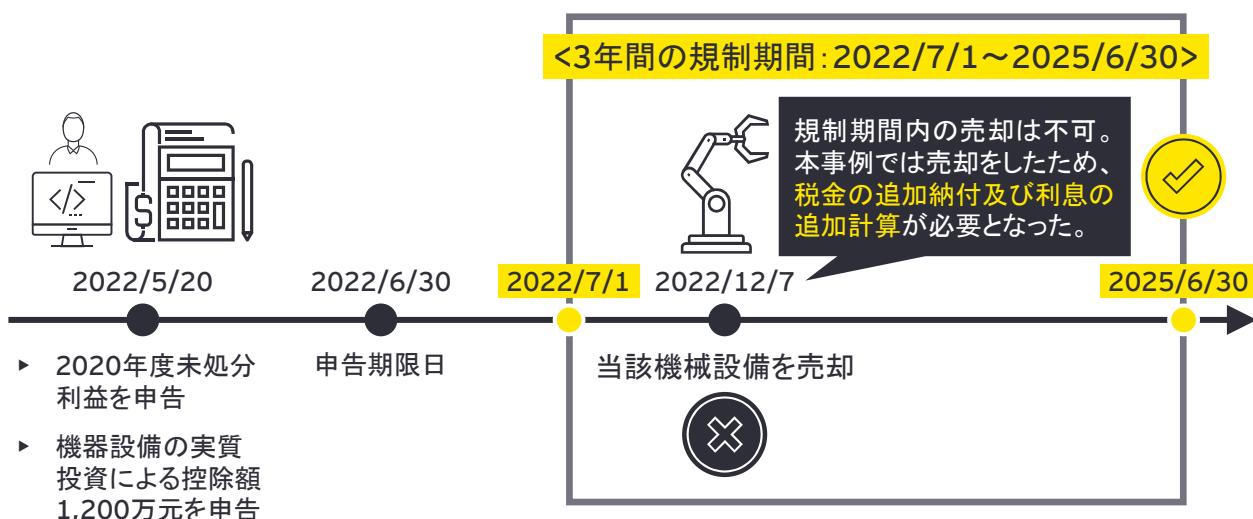
国税局よりリリースされた事例説明

## 事例説明②

産業創新条例に基づく営利事業に係る実質投資による未処分利益課税の控除規定の適用にあたって、申告時に見受けられる誤り

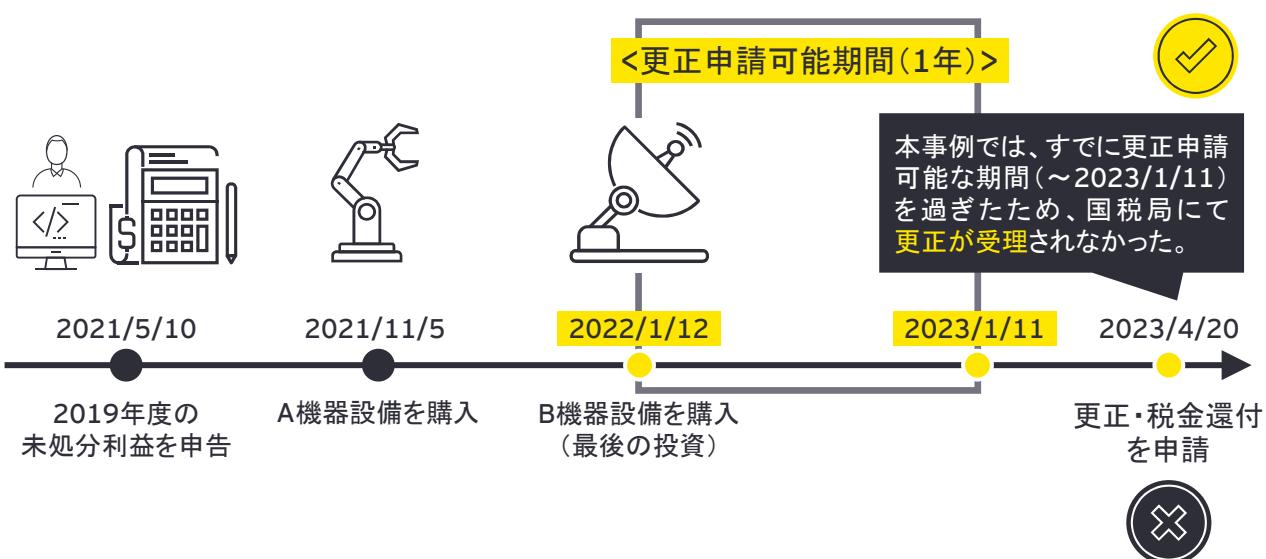
1

租税優遇の適用を申請する機械設備が、申告期間の期限の翌日又は更正申請日から3年以内に、貸与、レンタル、転売、返品、又は当初の利用目的の変更を行った場合(自社生産又は自社の事業の用でなくなった場合)。



2

未処分利益の申告後において租税優遇の対象となる投資を完了した場合、租税優遇を適用するためには、最後の投資を完了した日から1年内に、当該年度の未処分利益を再計算し、税金の還付申請を行う必要があります。



# 未処分利益の追加課税の申告に係る基本規定と留意事項(続)



国税局よりリリースされた事例説明

## ■ 事例説明②(続)

産業創新条例に基づく営利事業に係る実質投資による未処分利益課税の控除規定の適用にあたって、申告時に見受けられる誤り(続)

**3**

実質投資として定義がなされている実際の投資額に留意が必要です。



会社は2020年度未処分利益の控除額210万元を申告



- ▶ 2021年機器設備を210万元購入(10万元の仕入税額を含む)

- ▶ 10万元は既に売上税額の控除として申告されているため、未処分利益の控除額として再度申告することができません。
- ▶ 未処分利益の控除額は200万元に修正する必要があります。



**4**

建物、ソフトウェア、ハードウェア、または技術への実際投資額は、政府の補助金を差し引いた後の金額を指します。



2020年度に未処分利益でトラック2台(820万元)を購入



貨物税の減税80万元を還付申請



- ▶ 2020年度の未処分利益を申告
- ▶ 実際投資による控除額として820万元を申告



還付を申請した貨物税の減税額80万を差し引く必要があります  
(実質投資金額は820万元 - 80万元 = 740万元)

# 未処分利益の追加課税の申告に係る基本規定と留意事項(続)



## 国税局よりリリースされた事例説明

### 事例説明③

#### 営利事業者が解散した場合の未処分利益の申告

A社の会計年度は暦年制であり、2022年11月1日に主管機関の承認を得て会社を解散しました。決算申告、清算申告における未処分利益は残余財産と併せて分配されるため、未処分利益の課税申告を行う必要はありません。2021年度の未処分利益を申告するかどうか、及びその申告期限はA社の清算完了日によって対応が異なります。

**1**

会計年度内に清算完了：申告は免除されます。

2022/12/31

清算完了日

**2**

会計年度終了後の法定税務申期限内に清算完了：清算申告書と併せて、清算完了日から30日以内に申告する必要があります。

2023/3/20

清算完了日

2023/4/18

申告期限日

清算完了日から30日以内

**3**

会計年度終了後の法定税務申期限後に清算完了：申告期間(2023/5/1-31)に個別に申告を行う必要があります。

2023/5/1

申告開始日

2023/5/31

申告期限日

2023/7/1

清算完了日

# 未処分利益の追加課税の申告に係る基本規定と留意事項(続)



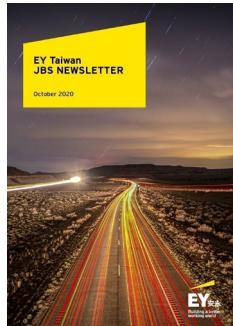
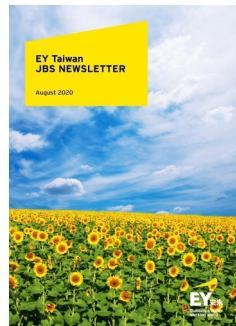
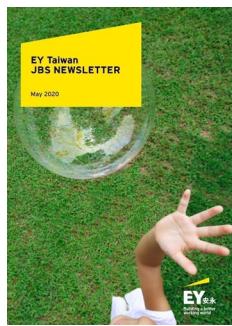
## 関連税法規定

法令	内容
所得税法 第66の9条	1998年度から2017年度まで、営利事業者が当年度の利益を分配しない場合、未処分利益に対し10%の営利事業所得税を追加徴収しなければならない。2018年度より、営利事業者が当年度の利益を分配しない場合、未処分利益に対して5%の営利事業所得税を追加徴収しなければならない。
所得税法 第102の2条	<ol style="list-style-type: none"> <li>営利事業者は当該所得年度確定申告手続をした翌年の5月1日から5月31日までの間に、第66条の9の第2項の規定により計算すべき未処分利益に対し、申告書を作成し、当該所管徴税機関に申告し、追加徴収すべき税額を計算すると共に、申告前に自主納付しなければならない。未処分利益の計算結果がゼロあるいはマイナスの場合でも申告しなければならない。</li> <li>営利事業者が前項の規定に従い申告手続をする前に解散あるいは合併した場合、解散あるいは合併した日から45日以内に、申告書を作成し、解散日あるいは合併日までにおいて10%の営利事業所得税追加徴収がされていない未処分利益に対し、当該所管徴税機関に申告し、追加徴収すべき税額を計算し、申告前に自主納付しなければならない。営利事業者が所定の期限通りに申告しなかった場合、徴税機関は直ちに調査により得た情報に基づき、当該未処分利益及びそれに係る追加徴収すべき税額を査定し、営利事業に納付するよう通知しなければならない。</li> </ol>
所得税法 第108の1条	<ol style="list-style-type: none"> <li>営利事業者が、第102条の2の規定に違反し期限通りに未処分利益の申告手続を行わなかった場合、第102の3条第2項の規定に従い再申告を行い、徴税機関の審査結果に基づきその未処分利益及び追加で課される税額の査定を受け、当該査定結果に基づく追加で課される税額のほか、別途、その100分の10を申告遅延加算金として課するものとする。ただし、その金額は最大で3万元を超せず、また、最低1千5百元を下回らないものとする。</li> <li>第102条の3第2項(未処分利益が未申告の場合の再申告及び期限通りに実施されなかった場合の処理に係る規定)に定められる期限を過ぎても申告を行わなかった営利事業者について、徴税機関の審査によって取得した資料に基づきその未処分利益及び追加徴収すべき税額の査定を受けた場合でも、査定された追加徴収すべき税額とは別に100分の20の申告滞納加算金を課するものとする。ただし、その金額は最大で9万元を超せず、また、最低4千5百元を下回らないものとする。</li> </ol>
産業創新生条例 第23-3条	営利事業者が利益剰余金をもって実質投資を行うことで生産技術、製品又はサービスの品質を向上させることを促進するため、2018年度の未処分利益に対する営利事業所得税の追加課税の申告の実施により、会社又はリミテッドパートナーシップ事業者が本業又は付属事業の経営のために、当年度利益が発生した年度の翌年度から3年以内に、当該利益をもって自らの生産又は営業用の建物、ソフトウェア・ハードウェア設備又は技術に投資し、一定の金額に達する場合、当該投資額は所得税法第66条の9の規定により、当年度の未処分利益を計算する際に控除項目として計上することができる。

# JBS NEWSLETTER バックナンバーのご案内

## JBS NEWSLETTERについて

EY台湾では、JBS NEWSLETTERとして、台湾における日系企業向けに、その時々の会計、税務、法令にかかるトピックに応じた内容を、日文と中文にてお届けしています。



## バックナンバー

発行月	タイトル
2024年4月	外国籍従業員の個人所得税の申告に関するよくある質問ー免税・控除額や各種優遇措置及び申告実務ー
2024年3月	外国籍従業員の個人所得税の申告に関するよくある質問及び外国特定専門人材の租税優遇の適用について
2024年2月	会計年度の変更に係る基本的対応及び留意事項
2024年1月	営利事業所得税審査準則の一部改正
2023年12月	所得税法第25条第1項の適用と検討
2023年11月	従業員の給与・インセンティブの税務上の費用計上に係る規定整理
2023年10月	クロスボーダー取引における源泉税の負担軽減方法～台湾における事前申請について～
2023年9月	産業創新条例第10の2条の改正「台湾版CHIPS法」について
2023年8月	グローバル人材の確保ー外国人が台湾に入境するための複数の方法に関する検討
2023年7月	営利事業者の棚卸資産の廃棄に関する留意事項
2023年6月	国税局がどのように法人所得税の過少申告を発見しているか～その一般的な方法～
2023年5月	新任台湾管理者向け台湾制度基礎(営業税・源泉税・租税協定・移転価格税制)
2023年4月	新任台湾管理者向け台湾制度基礎(会計決算・法人所得税概要)

バックナンバーの購読のご要望は、ご遠慮なく、当NEWSLETTER最終ページの連絡先、又はEY担当者までご連絡ください。

# EY Taiwan JBS その他刊行物・セミナー

「台湾投資ガイド」について



これから台湾に進出する場合も、既に台湾に進出している場合も、台湾における会計、税制（法人・個人）、会社法、労働基準法、再編・上場関係など、把握しておきたい台湾制度が凝縮された一冊です。日文の他、中文もあるので、現地台湾人の討論やコミュニケーションもスムーズです。



EY Taiwan JBSセミナー



EY Taiwan JBSでは、年2回、日系企業向けにセミナーを開催しています。夏のセミナーでは、主に台湾の新任赴任者向けの基本制度を、冬のセミナーでは決算直前に押さえておきたいポイントを解説しています。また、共に最新の法令アップデートもご紹介しています。

時期	場所	セミナー内容
2024年8月22日(予定) 2024年8月20日(予定)	台北(WEB同時配信) 高雄	決算直前事例セミナー／台湾法令アップデート
2023年12月14日 2023年12月12日	台北(WEB同時配信) 高雄	決算直前事例セミナー／台湾法令アップデート
2023年8月2日 2023年7月28日	台北(WEB同時配信) 高雄	台湾制度基礎セミナー／台湾法令アップデート
2022年12月8日	WEBセミナー	決算直前事例セミナー／台湾法令アップデート
2022年8月3日	WEBセミナー	台湾制度基礎セミナー／台湾法令アップデート

## 弊所連絡先

関連する情報をご希望の方はお付き合いをさせていただいておりますEY担当にご連絡をいただくか、又は以下のいずれかの関連サービス専門担当までご連絡ください。

### 安永聯合會計師事務所

#### 公司稅務諮詢服務

劉惠雲 稅務服務部營運長  
02 2757 8888 88858  
heidi.liu@tw.ey.com

#### 林宜賢 執業會計師

02 2757 8888 88870  
yishian.lin@tw.ey.com

#### 周黎芳 執業會計師

02 2757 8888 88872  
sophie.chou@tw.ey.com

#### 楊建華 執業會計師

02 2757 8888 88875  
chienhua.yang@tw.ey.com

#### 蔡雅萍 執業會計師

02 2757 8888 88873  
anna.tsai@tw.ey.com

#### 孫孝文 執業會計師

02 2757 8888 88681  
jimmy.hw.sun@tw.ey.com

#### 吳文賓 執業會計師

07 238 0011 88990  
ben.wu@tw.ey.com

### JBS

#### 清本 雅哉 副總經理

02 2757 8888 88830  
masaya.kiyomoto1@tw.ey.com

#### 橋本 純也 副總經理

02 2757 8888 88867  
junya.hashimoto@tw.ey.com

#### 持木 直樹 協理

02 2757 8888 20652  
naoki.mochigi1@tw.ey.com

#### 竹之内 真美 經理

02 2757 8888 20821  
takenouchi.mami@tw.ey.com

## EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world ~より良い社会の構築を目指して」をパーカス(存在意義)としています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、稅務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起(better question)をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY台湾は台湾の法律に基づき設立登記された組織であり、安永聯合會計師事務所、安永管理顧問股份有限公司、安永諮詢服務股份有限公司、安永企業管理諮詢服務股份有限公司、安永財務管理諮詢服務股份有限公司、安永圓方國際法律事務所及び財團法人台北市安永文教基金會を含んでいます。詳しくは、ey.com/zh\_twをご覧ください。

© 2024 EY Taiwan.  
All Rights Reserved.

02771-226Jpn  
ED None

本資料は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、稅務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

[ey.com/zh\\_tw](http://ey.com/zh_tw)

EY LINE@

最新情報を入手できます。QR codeをご利用ください。

